

議案第 58 号

伊賀市食肉センター設置条例の制定について

伊賀市食肉センター設置条例を次のとおり制定しようとする。

平成 30 年 3 月 9 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市食肉センター設置条例

(設置)

第 1 条 食用に供する獣畜のと畜を適正に行い、衛生的に処理された良質の食肉を提供することにより、畜産農家の規模拡大及び地域畜産の発展に寄与し、もって伊賀牛の振興に資するため、伊賀市食肉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市食肉センター

位置 伊賀市上之庄 1100 番地

(使用の許可等)

第 3 条 センター及びその附帯設備等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を禁止し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がと畜場法（昭和28年法律第114号）その他の関係法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はそれらに基づく指示に従わないとき。

(2) 使用者がセンターの衛生を害し、業務を妨害し、又は公共の利益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 使用者が使用料の納付を怠ったとき。

(4) 災害その他の事由によってセンターが開場できなくなったとき。

(5) その他市長が管理上必要と認めたとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は目的外に使用してはならない。

(入場制限)

第9条 次に掲げる者以外の者は、センターに入場してはならない。

(1) 使用者又はその従業員等

(2) その他市長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者が、センターの衛生を害し、業務を妨害し、その他センターの適正な使用及び円滑な運営に支障があると認められる行為をしたときは、その者の入場を禁止し、又は期間を定めて入場を停止することができる。

(使用者の責務)

第10条 使用者は、市長の指示に従い、センターを適切に使用しなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 市長は、故意又は過失によりセンターの施設及び附帯設備その他の物件を滅失、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその損害の賠償を命ずることができる。

(市の免責)

第 12 条 市長は、天災その他不可抗力の事故又はこの条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、一切その責めを負わない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市・名張市広域行政事務組合伊賀食肉センター条例（昭和 45 年伊賀市・名張市広域行政事務組合条例第 5 号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 6 条関係）

区分		使用料（解体料を含む。）
牛・馬	普通と畜	15,730 円
	病畜と畜	31,460 円
	時間外病畜と畜	47,190 円
豚（100 キログラム未満のもの）	普通と畜	5,020 円
	病畜と畜	10,040 円
	時間外病畜と畜	15,060 円
豚（100 キログラム以上のもの）	普通と畜	10,030 円
	病畜と畜	20,060 円
	時間外病畜と畜	30,090 円
その他の獣畜	普通と畜	5,020 円
	病畜と畜	10,040 円

	時間外病畜と畜	15,060 円
内臓等 (1 かご 60 キログラム以内)		640 円